

体罰防止プラン

I 教員の意識改革

- ① 「体罰は絶対許さない」意識の徹底。

○校長の経営方針への記載、職員会、朝の打ち合わせ等で日常的に啓発
○人権教育プログラムを通しての、校内研修の開催 個人研修の奨励

- ② 体罰行為には行政上、また刑法上及び民法上の責任が伴うことを確認する。

○サービス事故防止研修の実施(年2回)

- ③ 教員一人一人が人権意識を高め、人権尊重の精神に基づく教育観の確立。同時に体罰によらない児童指導の研修に努める。

○体罰防止のチェック項目(別紙)の実施
○サービス事故防止研修の実施(年2回)
○授業を見合う授業研究会の実施 児童のとらえ方、関わり方、指導方法の研究を含める

II 児童の指導体制の在り方を点検する

- ① 児童への指導は、全教職員の共通理解のもとで組織的に取り組み、子ども・保護者の心に迫る指導を旨とした信頼関係の確立を図る。

○児童理解の事例研究の実施(年2回)
○生活指導朝会(金曜日朝)や放課後の情報の交換、共有を一段と強固にする。

- ② 子どもに対する指導は、子どもが話す機会を十分に与えたり、複数教員で指導にあたる等の配慮、子どもを多面的な視点で理解するとともに、発達・成長過程を考慮する。

○担任だけでなく複数教員で指導にあたることを確認する。
○児童理解研修会の開催(2回)

- ③ 児童が何でも気軽に相談できる環境としての教育相談体制作り。

○相談窓口の設置 開かれた校長室、保健室へ
何かあったらすぐに 校長 養護教諭 副校長 への児童への周知

- ④ 対処療法としての児童指導だけではなく、長期的な視点に立ち、魅力ある学校作りにつとめる。

○「ともに創る学校」のスローガンの教職員、児童、保護者の共有化を図る
○児童が生き生きと活動できる学校行事、保護者が参加できる教育活動の実施

III 地域・保護者との連携

- ① 事故が起きたとき、すぐに管理職や担任に情報が入るよう、つねに開かれた学校、信頼される学校づくりを目指す。

○開かれた校長室に
○管理職が危機意識を高く持つ
○保護者に一方的に要求したりせずに、よき心の相談者となる
○「ともに創る学校」のスローガンを保護者・地域にさらに啓蒙する

- ② 保護者や地域住民の一部には体罰を容認する考え方があるかも知れないが、学校として体罰否定の明確な指導方針を説明し、継続的に啓発する。

○学校通信、保護者会等を通して教職員だけでなく、保護者も体罰をしない関わり方を啓発する

体罰防止のためのチェック項目

1 担任として

番号	○	大切にしていく項目
1		子どもとのふれあいを大切にし、不安や喜びなど心の内面を共感的に受け止める指導を進めているか。
2		カウンセリングマインドを持って、子どもの話を聞いているか。
3		学級の問題を一人で抱え込んでいないか。他の教員と連携して指導することにためらいはないか。
4		清掃活動などの場面で、子どもとともに汗を流しているか。
5		行事を通して「一緒にやりとげ、自信をつける指導」：の工夫をしているか。
6		子どもどうし、または担任と子どもが、心と心のぶつかり合える場面をつくっているか。
7		保護者に対して一方的に要求していないか。保護者の良き相談者になるよう心がけているか。
8		家庭訪問等をとおして保護者との連絡を密にしているか。
9		子どもの問題行動を教員にとってやっかいなものにとらえていないか。問題行動を子どもが援助を求めているサインとしてとらえているか。

2 教科指導を通して

1 0		自分本位の指導観や画一的な指導に陥っていないか。
1 1		指導内容や指導方法の改善など、魅力ある授業に努めているか。
1 2		教員同士が授業を参観しあうなど、協力して指導力を高める努力をしているか。
1 3		たとえ誤答であっても考え方や取り組み方を認め、また学び合いの中で誤りに気づくよう援助をしているか。
1 4		理解の遅い子どもに対して厳しい叱責をしたり、人間性まで否定指定舞うような言葉を浴びせたりして、子どもの意欲をそいでいっていないか。
1 5		授業中の私語や反抗的な態度を、子どもだけのせいにしていないか。

3 学校として

1 6		あいさつは子どもから先生にするものという固定観念はないか。
1 7		気持ちよく学習できる環境か。教室、廊下、校庭などにゴミは落ちていないか。
1 8		日頃より家庭、地域、関係諸機関との連携は図っているか。
1 9		教員自身に言行不一致や子どもの心を傷つける言動はないか
2 0		先入観や憶測などで子どもの指導にあたっていないか。
2 1		他の教員の体罰を傍観したり、見過ごしたりしていないか。
2 2		画一的な指導によって、子どもの主体性や意欲の芽を摘んでいないか。
2 3		児童の指導を一部の教員にまかせていないか。組織的な指導体制がとれているか。